元 消 安 第 2269号 令和元年 9 月 11日

都道府県知事 殿

農林水產省消費·安全局長

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延 防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正等について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

特定家畜伝染病防疫指針については、法に基づき、本日、「口蹄疫に関する特定家 畜伝染病防疫指針」(平成 27 年 11 月 20 日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指 針」という。)が、一部改正されたことに伴い、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防 疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」 (平成 27 年 11 月 20 日付け 27 消安第 4279 号農林水産省消費・安全局長通知)を別 添のとおり改正しましたので、お知らせします。

また、「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」についても、本日一部改正されましたので、併せてお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関 及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の 迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当 たっての留意事項について

(令和元年9月11日付け元消安第2269号農林水産省消費・安全局長通知)

第1 野生動物対策に係る連携及び協力体制の整備

都道府県は、特に発生時には、野生の偶蹄類動物(以下「野生動物」という。)等を介したウイルスの拡散防止対策及び野生動物におけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生動物における家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局及び野生生物担当部局等を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

第2 異常家畜の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者又は獣医師から、臨床症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式1により、動物衛生課に報告すること。なお、報告に当たっては、確認がとれた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認がとれ次第報告すること。

第3 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類:長靴、防疫衣類、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、 防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材:タワシ、体温計、保定用具(鼻鉗子、開口器を含む。)、ロープ (保定用)、白布(消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。)、鎮静 剤、懐中電灯、数取器、カラースプレー等
- 3 簡易検査用器材:口蹄疫抗原検出キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材:外科用ハサミ、メス、有鈎ピンセット、材料送付ビン、 材料保存液、採血器具(採血針、採血管、採血ホルダー等)、プロバングカップ、綿 棒、アルコール綿、保冷・保温資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等
- 5 連絡及び記録用器材:携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材:バケツ、ブラシ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他:ガムテープ、ビニール袋、ビニールテープ、マジック、カッター、ハサミ、 立入禁止看板、着替え、食料品等

第4 都道府県が行う指導に関する事項

- 1 家畜の所有者から届出があった場合
- (1) 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (3)農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせない

こと。

- (4) 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、 適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜及び当該家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜 と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、口蹄疫ウイルスの 拡散を防止するよう1の(1)から(5)までの助言及び指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服は洗濯し、入浴して 身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から 7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(当該農場を除く。)に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者 に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等(異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下家畜市場から届出があった場合において同じ。) が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1) の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家 畜市場に入場した者(以下「市場入場者」という。) は、異常家畜が患畜又は疑 似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らない こと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの助言及び指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼 養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしない よう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な 限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。
- (8) 口蹄疫と判明した場合には、市場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定 された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び市場入

場者が所有する農場を除く。)に立ち入らないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

4 と畜場から届出があった場合

- (1)異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、 必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等(異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下と畜場から届出があった場合において同じ。) が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1) の情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と 畜場に入場した者(以下「と畜場入場者」という。) は、異常家畜が患畜又は疑 似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らない こと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼 養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしない よう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な 限り避けるよう指導すること。
- (7) 口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。)に立ち入らないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

第5 異常家畜等の写真の撮影に関する事項

1 異常家畜については、病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認するとともに、病変について明確な写真を撮影し、また、病変の有無にかかわらず好発部位も必ず撮影すること。また、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影すること。ただし、立入検査を行った家畜防疫員が臨床症状等から口蹄疫を強く疑う場合には、典型的な病変がみられた好発部位のみの写真撮影及び送付を先行して行うことができる。

これらを踏まえ、異常家畜については、少なくとも次の(1)、(2)にそれぞれ掲げる写真を撮影し、送付すること。なお、病変部については、その状態が確認できるよう、複数の角度で撮影すること。また、異常家畜と他の家畜との接触の機会(同居の状況等)に関する情報についても、口蹄疫の可能性を推測する上で必要であるため、異常家畜の農場内での最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜房内の同

居の状況、隣接畜房との位置関係等が分かる写真についても撮影し、送付すること。

(1) 牛について

- ① 外貌(全身について開口検査の前に撮影すること。)
- ② 頭部(口唇周辺の流涎の状況が分かるものについて開口検査の前に撮影すること。)
- ③ 上唇(粘膜面)、歯床
- 4 口蓋
- ⑤ 舌(表面及び裏面。病変がない場合では、少なくとも表面について撮影すること。)
- ⑥ 鼻(鼻鏡、鼻腔)
- ⑦ 蹄(蹄冠部及び趾間。病変がない場合では、少なくとも 1 肢については撮影すること。)
- 8 乳頭
- (2) 豚について
 - ① 外貌(全身)
 - ② 舌
 - ③ 鼻(鼻端)
 - ④ 蹄(蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも 1 肢については撮影すること。)
 - (5) 乳.頭
- 2 1つの部位について必ず複数回撮影し、パソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画像で拡大表示することにより、鮮明な写真が撮影できていることを確認すること。なお、写真 1 枚当たりのサイズは、少なくとも長辺 1,024 ピクセル以上、短辺 768 ピクセル以上(80 万画素相当以上)とすること。
- 3 写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すこと。また、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫すること。
- 4 また、防疫指針第3の2の(3)の特定症状かどうかの判断に迷う場合や、都道府県で特定症状ではないと判断した場合についても、同様に写真を撮影し、送付すること(防疫指針第3の2の(3)の③のただし書きの場合を除く。)。

第6 異常家畜の症状等に関する報告

都道府県畜産主務課は、異常家畜の症状等に関する情報について、別記様式2により動物衛生課に報告すること。なお、報告の内容によっては、防疫指針第3の3の(4)に基づき検体の送付を求める場合もあるため、調査内容を直ちに報告することとし、確認に時間を要する事項がある場合には、確認がとれ次第追加で報告すること。

第7 死亡の理由が口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

家畜等死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、 風水害その他の非常災害等の口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合 であっても、一定期間(概ね一週間程度)は、死亡豚の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

第8 検体の採材及び送付の方法

1 ウイルス学的検査のための検査材料

水疱、潰瘍、びらん、痂皮等を呈している部位の組織採材に当たっては、検査材料が 0.5g 以上必要であることから、鼻鏡、口腔、舌、蹄部等の病変部又は複数個体の組織材料をプールして差し支えない。

また、採材した検査材料は滅菌された気密性の高いチューブ等に入れ、希釈液及び保存液は全てダルベッコ PBS (-) pH7.4 (± 0.2) (DPBS) を用い、グリセリンは加えないこと $(pH7.2\sim7.6$ であることを確実に確認すること)。

(1) 水疱が認められる場合

水疱液を注射器等で吸引し、チューブ等に入れ、DPBS は入れずに冷蔵 (4 ℃) して輸送すること。

また、水疱上皮は DPBS に入れ、冷蔵 (4℃) して輸送すること。

(2) 水疱が破れ真皮が露呈しているが水疱上皮が確認できる場合又は潰瘍、びらん、 痂皮等が確認できる場合

水疱上皮又は潰瘍、びらん、痂皮等の病変部を切り取ることが可能な場合は DPBS に入れ、冷蔵(4° C)して輸送すること。切り取ることができない場合に は、水疱が破れ真皮が露呈している部分、潰瘍、びらん、痂皮等を綿棒等で拭い、2ml(綿棒等が確実に浸る量)の DPBS に入れ、冷蔵(4° C)して輸送すること。

(3) その他

動物衛生課から指示があった場合には、プロバングカップを用いて食道・咽頭液を採取すること。DPBSと食道・咽頭液を等量で混合した後、密栓し、直ちに容器の外側を適切な消毒剤等で消毒し、ドライアイス又は液体窒素を用い、-70℃以下で急速凍結し、冷凍(-70℃以下)で輸送すること。

2 血清学的検査のための検査材料

分離剤入りの真空採血管を用いて血液を採取し、冷蔵(4°C)して輸送すること。なお、ヘパリン入り真空採血管を用いると、液相競合 ELISA で極めて高い確率で非特異反応が認められることから、使用してはならない。また、血液を凍結させ溶血した場合には検査に供することができないことから、凍結させないよう保存及び輸送法を考慮すること。

3 材料の輸送

(1) 材料の pH が低下しウイルスが不活化することを防ぐため、採材した材料を入れた容器を厳重に密閉した上で、容器の外側を適切に消毒すること。食道・咽頭液以外は全て冷蔵 (4° C) で輸送し、食道・咽頭液はドライアイス等を用いて冷凍 (-70° C以下) で輸送すること。なお、冷却剤としてドライアイスを使用する場合には、次の事項を含め、取扱に注意すること。また、事前に輸送の際に利用が

想定される航空会社等に輸送方法を確認しておくこと。

- ① ドライアイスは、1次容器(検体を直接入れる容器)及び2次容器(密閉容器)内に入れてはならない。
- ② ドライアイスを入れる3次容器(外装容器)は、気化したガスが放散される ものを用いること。
- ③ 外装容器の表面には、ドライアイスを使用していることを表示すること。その際、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示されたドライアイス (UN1845) 用の危険性ラベルも併せて貼付けること。
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(海外病研究拠点(東京都小平市)。以下「動物衛生研究部門」という。)への搬入に当たっては、事前に連絡の上、直接連絡員が持参すること。また、空輸等最も早く確実な運搬方法を選択し、検体には必ず病性鑑定依頼書(別記様式3)を添付すること。

4 材料の採取時の注意

材料の採取時には、本病ウイルスの散逸、検査室の汚染等を防ぐため、採取時に病変部を触った手で周囲の物品に触れること等による汚染の可能性に十分注意するとともに、材料を入れた容器の外側については、消毒を徹底すること。

また、材料の採取に用いた器具や抗原検出キットの前処理後の材料、残余資材等については、消毒の上、家畜保健衛生所に持ち帰り滅菌、焼却等の適切な廃棄を行うこと。

第9 異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式4により動物衛生課に報告すること。

第10 陽性判定時に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定時に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現 地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、テントの設営場所、資材置場 として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定時に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目別に、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、判定次第直ちに報告すること。

第11 野生動物対策に係る関係者への連絡

第4の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境 省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場(以下「発生農場」とい う。)及び発生農場から半径 10km 以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当 部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物 担当部局等の関係部局、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生動物から口蹄疫ウイ ルスが検出された場合又は口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に連絡する。

第 12 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置すること。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・総 務 班:防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整(発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。)及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情 報 班:発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び 問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班:異常家畜の届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当 該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班:発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・防疫支援班:焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員 の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・防疫対応班:立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)内農場等の検査等の対応を行う。
- ・評価班:発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・記録班:発症家畜の畜舎内の位置(場所)や頭数等の情報の記録、発症家畜の 病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫作業の画像の撮影等 を行う。
- ・疫学調査班: まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入り に関する疫学情報を収集し、疫学関連家畜等の特定のための調査を 実施する。
- ・原因究明班: 感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・庶 務 班:所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・保 健 班:公衆衛生部局等(保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。)との連携のもと、防疫措置従事者及び家畜の飼養者の健康確認や保健上の問題(精神保健上の問題を含む。)に対応する。

第13 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式5により行うこと。

第14 報道機関への協力依頼

都道府県対策本部の情報班や記録班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、 農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、防疫指針第 5の3の(5)の事項について協力を求めること。

第15 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 口蹄疫の発生確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家畜の 飼養の有無を確認し、偶蹄類の動物を飼養している場合には、直接防疫業務に当たら せないようにすること。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。また、動物衛生課は、 各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行うこと。

第 16 発生農場等における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。) 第 52 条の3の規定により行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 現地の総括責任者は、畜種別のと殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面 積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受 けるものとする。
- 4 都道府県は、と殺の実施前に、ねずみ、はえ等の捕獲又は駆除のため、粘着シートの設置等を実施すること。
- 5 感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ではの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議の上、決定すること。

第17 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まない。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を 脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行う。また、場内で着用した作業着等を持ち帰る場 合には、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒する。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の 出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行う。その際、作業の前後で作業者の動線 が交差しないようにする。
- 4 帰庁(宅)後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行 うとともに、入浴して身体を十分に洗う。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しない。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、 公衆衛生部局等(保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。)と連携して、 防疫措置従事者の心身の健康維持に努める。

第 18 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式 6により作成すること。

第19 抗ウイルス資材に関する事項

動物衛生課と都道府県畜産主務課は、ウイルス株によって抗ウイルス資材の豚におけるウイルス排せつ低減効果に差があることを踏まえ、当該資材の使用について協議すること。

第 20 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で 150 から 300 頭、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫作業従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫 演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

第21 汚染物品の処理について

以下の時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第8の3の(1)の汚染物品の処理が完了とみなす。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活 化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等 の移動を禁止すること。ただし、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等 を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでな い。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の 全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡 散防止に万全を期した、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加により pH が5以下 に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物 等の処理に関する防疫作業マニュアル」(平成24年8月10日付け24消安第2402 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に準じた処理が確認された時点

第22 と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常家畜が口蹄疫の患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第6の1から4までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設(係留施設、病畜と殺施設)における と殺についても検討すること。

また、防疫指針第6の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。

このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、 1回以上実施することとするが、防疫指針第9の3の規定に基づき、制限区域の設定 後21日間はと畜場を再開できないことに留意する必要がある。

第23 家畜の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった家畜の評価額の算定方法は、原則として、別紙の方法により行うこと。

第24 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

1 家畜の所有者

- (1) 畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛させるとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にさせる。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底する。
- (3)口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、次により消毒を行う。
 - ① 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、強いアルカリ 性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。
 - ② 畜舎内については、炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。
- (4) パドック (運動場) の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧 家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と野生動物との接触を防止する。
- (5) 野生動物と家畜の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、飼料等は、野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

2 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

- (1) 感染リスクの低い経路を選択する。
- (2) 携行する器具及び薬品は最小限とする。
- (3) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。
- (4) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用する。
- (5) 車両の農場の衛生管理区域内への乗入れを自粛する。
- (6)移動経路を記録、保管する。

3 飼料・生乳等の輸送業者

- (1) 感染リスクの低い配送経路を選択する。
- (2)複数の農場を連続して配送又は集乳を行わない(防疫指針第 11 の2の(1)の 発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く。)。
- (3) 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底する。
- (4) 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆する。
- (5) 配送経路を記録、保管する。

4 死亡畜回収業者

- (1) 感染リスクの低い経路を選択する。
- (2)車両の消毒を徹底する。
- (3) 原則として、農場出入口で受渡しを行う。
- (4) 配送経路を記録、保管する。
- 5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

入退場車両の消毒を徹底する。

6 野生生物担当部局

野生動物の死体(狩猟によるものも含む。)は、焼却、埋却等により適切に処理 することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力するよう依頼する こと。

第25 移動制限区域内及び搬出制限区域内の制限の対象となる業務

1 と畜場

新たな家畜の受入業務(判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中の と体の処理等は実施可能。)

2 家畜市場、家畜共進会等

新たな家畜の受入業務(判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。)

3 放牧

新たな放牧の実施(放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。)

第26 家畜の集合を伴わないイベント等に関する事項

家畜の集合を伴わないイベント等については、徹底した消毒を行うことにより、口蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、口蹄疫の発生を理由としてむやみにイベント等を中止することのないよう、周知・指導すること。また、口蹄疫が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導すること。

第27 車両消毒等に関する事項

- 1 消毒ポイントでの消毒
- (1)消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に 協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

(2) 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式 (動力噴霧器による消毒)により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、比較的車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等を用いる。また、車体に付着した泥等を極力除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。運転手の手指の消毒には、人体への影響を考慮し、0.2%クエン酸等を用いる。

② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、 常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとす る。

2 公共施設等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等の多数の者が集合する施設等について、消毒設備を自主的に設置するよう、指導すること。

3 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生 県車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

第28 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部 の者の訪問(当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。)、その他口蹄疫ウイルスを伝播 する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、 発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に 基づき、実施すること。

第29 疫学関連家畜の検査における採材頭数

防疫指針第 11 の 1 の (2) の疫学関連家畜について、患畜又は疑似患畜との接触後 14 日を経過した後に行う血清抗体検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することが可能な数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数		
1 ~ 15頭	全頭		
16 ~ 20頭	1 6 頭		
21 ~ 40頭	2 1 頭		
41 ~ 100頭	2 5 頭		
101頭以上	3 0 頭		

[※] 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

第30 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数

発生状況確認検査及び清浄性確認検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で 10%の 感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数		
1 ~ 15頭	全頭		
16 ~ 20頭	1 6頭		
21 ~ 40頭	2 1 頭		
41 ~ 100頭	2 5 頭		
101頭以上	3 0 頭		

[※] 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

第31 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書

都道府県は、ワクチンの譲与又は貸付けを受けた場合には、別記様式7による受領書を発行すること。また、ワクチン及び注射関連資材を使用した場合には、使用した旨、農林水産省消費・安全局長に別記様式8の様式により報告すること。なお、抗ウイルス資材の譲与又は貸付けを受けた場合についても、これらの様式に準じた受領書及び使用報告書を発行すること。

第32 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産 省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施すること。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注 射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整の上返還すること。 また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う こと。

第33 家畜の再導入に関する事項

- 1 再導入予定農場の立入検査は、原則として家畜防疫員が行うこと。ただし、これにより難いときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
- (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回(防疫措置の完了時の消毒を含む。)以上実施している。
- (2) 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理 が完了している。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導すること。
- 4 家畜の再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行

える体制の確保に努めること。

第34 疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行うこと。

1 調査対象

- (1)発生農場
- (2)発生農場と疫学関連のある偶蹄類飼養農場及び畜産関係施設(家畜市場、と畜場、 飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等)

2 調査事項

- (1)農場の周辺環境(森、畑、住居、道路からの距離、周辺農場の有無など)
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向
- (3) 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や運搬物資の動き
- (4)農場主、農場従業員、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者(農協職員等)、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き(海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。)
- (5) 放牧の有無(有の場合は、その期間及び場所)
- (6) 野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策
- (8) 農作業用の機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

第35 疫学調査チームが実施する現地調査

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。 なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学の専門家 を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、動物衛生課の職員を加えた構成 とする。

第36 野生動物における感染確認検査に関する事項

1 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生動物等の死体 及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生動物等について、遺伝子検査及び血清抗体検 査を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する等の対応を行う。こ のため、都道府県の家畜衛生担当部局は野生生物担当部局に対し、当該区域において、 死亡した野生動物を発見した場合又は野生動物が捕獲された場合には、家畜衛生担当 部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力するよう依頼するとともに、 これら野生動物からの検体の採材に協力するよう依頼する。

- 2 1の検査により、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施すること。
- (1) 防疫指針第6の2に準じた、当該野生動物の死体の処理
- (2) 当該野生動物を確保した地点の消毒及び必要に応じて通行の制限又は遮断
- (3) 当該地点から半径 10 キロメートル圏内の家畜の所有者に対する注意喚起及び家畜の異状の有無の確認
- (4) (2) の消毒終了後少なくとも 21 日間、周辺区域で飼養されている家畜の所有 者に対する家畜の死亡状況等の報告徴求
- (5) 野生生物担当部局に対し、(2) の消毒終了後少なくとも 21 日間、周辺区域において発見された野生動物の死体(狩猟によるものも含む。) は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力を依頼
- 3 2の措置は、家畜での感染が確認される前に、野生の偶蹄類動物について陽性が確認された場合も同様に実施するものとする。

口蹄疫対策における野生動物対応マニュアル

野生の偶蹄類動物(以下「野生動物」という。)群に口蹄疫ウイルスが侵入した場合には、野生動物群内での感染拡大を阻止し、野生動物群から家畜へのウイルスの侵入を防止する必要がある。このため、行政機関及び関係団体が連携・協力して、以下により野生動物群における本病の対策を進める。

1 事前準備

- (1) 2及び3の対応を的確に実施する観点から、都道府県は、野生動物における家畜の 伝染性疾病の病原体感染状況の調査等の取組を通じ、関係部局が連携し、市町村等の 関係機関及び猟友会等の関係団体との連携・協力体制の構築に努める。
- (2) 都道府県は、野生動物に口蹄疫が浸潤した際に、的確かつ迅速に、野生動物にかかる知見を収集するため、野生動物の生態学、感染症疫学の専門家等をリストアップし、情報収集に努める。
- (3) 都道府県は、関係部局が連携し、以下の内容について、情報を収集するとともに対策の検討・調整を進める。
 - ① 野生動物から口蹄疫を撲滅するための措置(例:野生動物の捕獲による個体数削減、狩猟の禁止、誘引餌の配置、防護柵の設置、緩衝帯の整備等)
 - ② 措置を実施する地理的範囲
 - ③ 措置を実施する機関・団体
 - ④ 措置の実施に必要な予算
 - ⑤ 人的資源の調達方法
 - ⑥ 防疫対応に必要な資材の調達方法
 - ⑦ 2の(2)及び(3)で記述する措置を実施する際の具体的な手順

2 患畜又は疑似患畜が確認された場合の対応

(1)連絡体制

家畜において、口蹄疫の患畜又は疑似患畜が確認された場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)は、環境省自然環境局野生生物課に連絡するとともに、患畜又は疑似患畜が確認された農場(以下「発生農場」という。)及び疫学調査により口蹄疫の感染源となりうると推定された地点から半径10km 以内の区域が及ぶ都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。また、連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局、猟友会等の関係団体に連絡する。

- (2) 周辺の野生動物群におけるウイルスの感染確認検査
 - ① 都道府県は、原則として、発生農場及び疫学情報から口蹄疫の感染源となりうると推定された地点を中心とした半径 10km 以内の区域(以下「浸潤状況確認調査区域」という。)において、以下の要領で野生動物から検体を採材する。

ア 採材対象:死亡した野生動物及び捕獲された野生動物

イ 検体:血清

ウ 採材実施期間:患畜及び疑似患畜が確認された日から少なくとも 21 日間以上。 採材の終了時期は、野生動物における口蹄疫の感染状況を踏ま え検討する。

エ 採材対象区域:原則として浸潤状況確認調査区域内。ただし、対象区域は、1 の(2)に記載の専門家の知見等を踏まえ、必要に応じ拡大又 は区域内の山林を重点的に行う等の変更を行うこととする。

- ② 都道府県は、当該区域において、死亡した野生動物が発見された場合又は野生動物が捕獲された場合には、都道府県の担当窓口に連絡するよう、猟友会等の関係者へ協力するよう依頼するとともに、これら野生動物からの検体の採材、運搬等に協力するよう依頼する。
- ③ 都道府県は、採材した検体について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点(以下「動物衛生研究部門」という。)に送付又は搬入する。
- ④ 動物衛生研究部門は、当該検体について、原則として血清抗体検査を実施する。
- (3) 周辺の野生動物群におけるウイルス拡散防止対策 都道府県は、猟友会等の関係者へ以下について協力するよう依頼する。
 - ① 浸潤状況確認調査区域で発見された野生動物の死体及び捕獲された野生動物について、現場に放置せず、焼却又は埋却等により適切に処理すること。
 - ② 死体の発見地点及び野生動物の捕獲地点、使用した罠等の資機材及び運搬用の車両等を消毒すること。
 - ③ 浸潤状況確認調査区域内で作業に従事する者が着用する防疫衣類や長靴等の消毒等、人間を介して口蹄疫ウイルスが伝搬される可能性を低減する措置を講じること。
- 3 野生動物から口蹄疫ウイルスが検出された場合又は口蹄疫ウイルスに対する抗体が検 出された場合の対応
- (1)連絡体制

2の(1)による。

(2) 確認場所の消毒等

都道府県は、必要に応じ、当該野生動物を確保した地点を再度消毒する。また、 当該地点が公道上に位置している場合等、通行する車両等によりウイルスの拡散の恐 れがある場合は、必要に応じ通行の制限又は遮断を行う。

(3) 周辺の野生動物群におけるウイルスの感染確認検査

都道府県は、原則として、当該野生動物を確保した地点を中心とした半径 10km 以内の区域を浸潤状況確認調査区域とし、2の(2)に基づき、口蹄疫の浸潤状況調査を実施する。なお、対象期間は(2)の消毒終了後少なくとも 21 日間とし、採材対象区域は、原則として浸潤状況確認調査区域内とする。ただし、採材対象区域は1の(2)に記載の専門家の知見等を踏まえ、必要に応じ拡大又は区域内の山林を重点的に行う等の変更を行うこととする。

(4) 周辺の野生動物群におけるウイルス拡散防止対策

2の(3)に基づき実施する。なお、対象区域は当該野生動物を確保した地点を中心とした半径 10km 以内の区域とし、対象期間は(2)の消毒終了後少なくとも 21 日間とする。

(5) 家畜での発生を早期に摘発するための対策

- ① 都道府県は、(3)により設定された浸潤状況確認調査区域内の家畜飼養農場に対する立入検査を行い、水疱等の異状の有無を確認し、必要に応じて病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、放牧を行っている場合にあっては放牧の中止等の指導を行う。
- ② 都道府県は、(3)により設定された浸潤状況確認調査区域内の家畜飼養農場に対し、(2)の消毒終了後少なくとも21日間、家畜の死亡状況等の報告を定期的に求める。

(以上)

異常家畜の届出を受けた際の報告

○○県○○家畜保健衛生所

1	届出受理年月日時間:	年	月	日	時	分		
2	届出者 氏 名: 住 所:			(職 (電話	業: 5番号:)	
3	異常家畜の所在 住 所: 所有者氏名:			(電話	括番号:)	
4	当該施設の情報 畜種・用途別の飼養頭数 飼養形態、畜舎数:	:						
5	5 届出事項 異状の確認日時、確認者: 異常家畜の頭数(異状発見時の頭数及び届出時の頭数)、日・月齢: 症状の概要:							
	異常家畜の同居の状況(同畜舎	内・同音	畜房内負	詞養頭勢	数、同居開始	時期等):	
	病歴・診療履歴:							
6	既に講じた措置:							
7	その他関連事項(疫学情報	段、個位	本識別番	号等)	:			
8	届出者への指示事項:							
9	届出受理者氏名:							
10 (1) (2)	所長:	都道和出発師	守県畜産 寺刻:	主務調	具:			

異常家畜の症状等に関する報告

都道府県:

家畜保健衛生所:

担当:

1 現地調査 日時: 年月日時分

2 家畜所有者 住所:

畜舎の所在地 (家畜所有者の住所と異なる場合):

氏名:

- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名:
- 4 当該施設の情報 畜種・用途別の飼養頭数: 飼養形態、畜舎数:
- 5 異状の詳細

異状の確認日時:

異常家畜の頭数、日・月齢:

症状の概要 (病変の部位、経過等詳細に記載):

同居の状況(同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等):

病歴・診療履歴(経時的に詳細に記載):

- 6 家畜防疫員の見解:
- 7 家畜の所有者への指示事項:
- 8 病性鑑定材料(部位、検体数及び保管方法):
 - ※ 防疫指針第3の3の①又は②に該当する場合に記載

病性鑑定依頼書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業·食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者·氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種(品種、性別、個体識別番号等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的 口蹄疫の診断
- 4 発生状況 別添のとおり(別記様式2を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県:

家畜保健衛生所:

担当:

1 現地調査 日時: 年月日時分

2 家畜所有者 住所:

畜舎の所在地 (家畜所有者の住所と異なる場合):

氏名:

3 病性鑑定材料 (部位、検体数及び保管方法):

- ※ 防疫指針第3の3の③に該当する場合に記載
- 4 当面の措置状況 (検体送付後の措置等):
- 5 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴:
- 6 過去21日間に出入りした人及び車両の履歴並びにそれらの移動範囲
 - (1)人(農場作業者、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管 理区域内で作業を行う者):
 - (2) 車両 (家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両):
- 7 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先(6で記載した事項を除く。):
- 8 精液及び受精卵の出荷先:
- 9 給与飼料の情報(粗飼料の産地等):
- 10 その他参考となる事項 (周辺農場の戸数 (10 k m、20 k m)、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等):

プレスリリース

 平成
 年
 月
 日

 農
 林
 水
 産
 省

 [
 〇
 県
]

口蹄疫の(疑似)患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の(疑似)患畜が○○県[県内]で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛(豚、めん羊、山羊等)の移動を自粛しています。なお、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄 類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方 のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地:〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況:○○牛(豚、めん羊、山羊等) 飼養頭数 ○○頭

2 経緯

- (1)○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、口疫疫の (疑似) 患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の口蹄疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に 基づき、初動防疫を開始します。

(1)「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成27年〇月〇日農林水産 大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の 設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

- (2)移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6)殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確 な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属:○○ 担当:○○

 $TEL : \bigcirc \bigcirc$ $FAX : \bigcirc \bigcirc$

と殺指示書

番号年月

○○家畜保健衛生所 家畜防疫員○○(印)

あなたが所有する(管理する)次の家畜は、口蹄疫の患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査 請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1 項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫予防液 使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 口蹄疫予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

口蹄疫予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏名 (印)

年 月 日に譲与(貸付け)を受けた口蹄疫予防液の使用について、下 記のとおり報告いたします。

記

本 (ドーズ)

1 受領数量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

2 使用数量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

3 残数量 型 (ロット番号)

本 (ドーズ) · うち処分数量 型 (ロット番号)

処分理由:

4 返還数量型 (ロット番号)本 (ドーズ)

5 注射実施状况

_ 3							
実施市町村名	実施時	期	注射	頭	数	備考((注射反応、
			家畜の種類	類	頭数	個体識別	[反応等]
	月	日	乳用牛				
			肉用牛				
	~		豚				
			豚その他				
	月	日	計				
***********			22222222	****			^^^^
	月	日	乳用牛				
			肉用牛				
累計	\sim		豚				
			その他				
	月	日	計				

- ※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト(個体別番号等)等について記載した個票を備えておくこと。
- 号等)等について記載した個票を備えておくこと。 ※ 口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告 書に添付すること。

家畜の評価額の算定方法

1 肥育牛(和牛、交雑種及び乳用種)

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費(1日当たりの生産費×飼養日数)

- (2)素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法
 - ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
 - ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が 通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛(品種(黒毛和種等)、用途(肥育向等)等が 同一の子牛)の平均取引価格(直近1年間のもの)を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した 額とする。

なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、 父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品 種別の取扱は以下のとおりとする。

ア. 和牛:母牛と父牛の資質を加味する。

イ. 交雑種:父牛の資質のみを加味する。

ウ. 乳用種: 資質は加味しない。

- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕品種別の1日当たり生産費(平成21年度畜産物生産費調査)

● 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費(全国平均)

(全算入生産費 965,996 円-素畜費 523,902 円) ÷ (肥育期間 20.2 か月 × 30.4 日) = $\boxed{720}$ 円

● 交雑種肥育牛の1日当たり生産費(全国平均)

(全算入生産費 583,148 円-素畜費 195,223 円) ÷ (肥育期間 19.2 か月 × 30.4 日) = 665

● 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費(全国平均)

(全算入生産費 338,437 円-素畜費 104,769 円) ÷ (肥育期間 14.6 か月 × 30.4 日) = 527

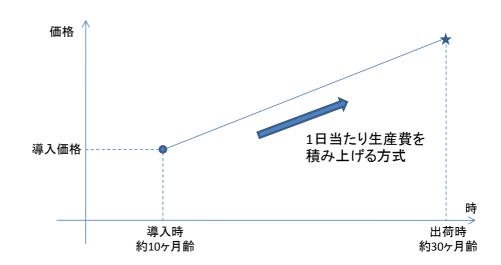
円

【例】肥育牛(和牛)を出荷時(30か月齢)で評価

導入価格 1日当たりの生産費×飼養日数

393,773 円 (全国の和子牛平均取引価格) + 720 円 × (約 20 か月×30.4 日) = 831,533 円

肥育牛 (和牛の場合)



2 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費(1日当たりの生産費×飼養日数)

- (2)素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9 % = 2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2,871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日) = 149

円

・前期1日当たり生産費 $(0\sim2.3$ か月齢) : 1日当たり生産費0.50% = 75円

・後期1日当たり生産費(2.3~6.4か月齢):1日当たり生産費の130% = 194円

【例】肥育豚を出荷時(6.4か月齢)で評価

[100日齢の子豚を導入している場合]

導入価格 1日当たりの生産費×飼養日数

15,220 円 + $(194 \, \text{円} \times (6.4 \, \text{か月} - 3.3 \, \text{か月}) \times 30.4 \, \text{日}) = 33,503 \, \text{円}$

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

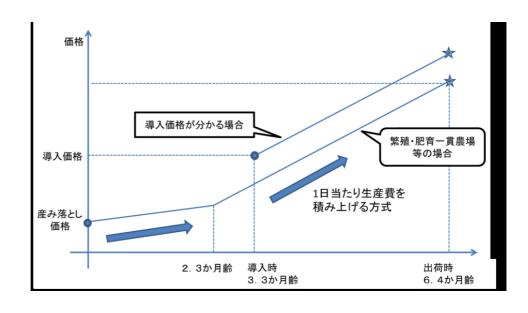
産み落とし価格

1日当たりの生産費×飼養日数

2,871 円

+ ((75 円×2.3 か月) + (194 円×4.1 か月))×30.4 日 = │32,295 円

肥育豚



3 肉用子牛

【和子牛】

- (1) 評価額の基本的な算定方法
 - 産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額(1日当たりの増価額×飼養日数)+親牛加算金
- (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法
 - ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農業物価統計に おける乳子牛(交雑種:ヌレ子)の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証 基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
 - ② 1日当たりの増価額は、次により算定する。

(近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格-産み落とし価格) ÷近隣市場の平均出荷日齢

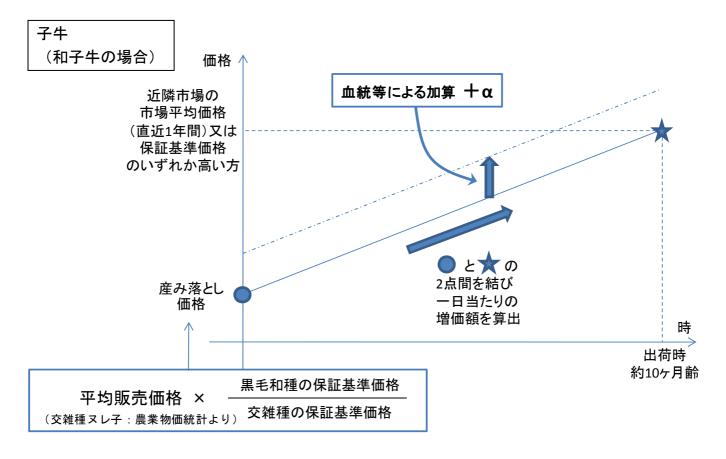
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患畜と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

[参考]

● 産み落とし価格(H21年農業物価統計から算定)

乳子牛 (交雑種: ヌレ子) 95,730 円 × 黒毛和種の保証基準価格 310,000 円 交雑種の保証基準価格 181,000 円 = 163,957 円

● 和子牛の1日当たりの増価額(H21年農業物価統計から算定) (和子牛(去勢)の平均販売価格387,400円-産み落とし価格163,957円)÷(育成期間10か月×30.4日)= 735円



【乳子牛 (雄・交雑種)】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格+育成日数に応じた増価額(1日当たりの増価額×育成日数)+親牛加算金

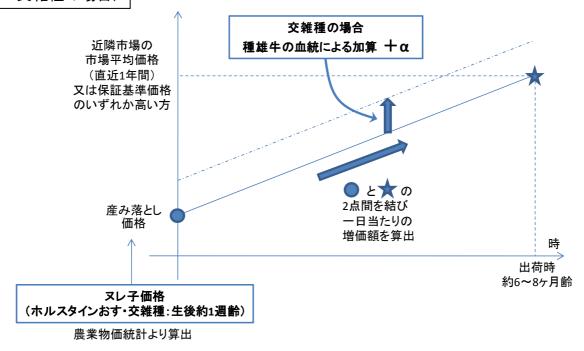
- (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法
- ① 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛(ホルスタイン種雄牛:生後7~10日程度)及び乳子牛(交雑種:生後7~10日程度)の直近1年間の平均販売価格とする。
- ② 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

[参考]

- 産み落とし価格 (H21 年農業物価統計から算定)乳子牛 (ホルスタイン種雄牛:約8.5 日齢) 平均販売価格 = 26,310 円
- 乳子牛(雄)の1日当たりの増価額(H21年農業物価統計から算定) (肥育用乳用雄(ホルスタイン種:約6.5か月齢)の平均販売価格101,300円-産み落とし価格26,310円)÷(育成期間6.5か月×30.4日) = 380円
- 産み落とし価格(H21 年農業物価統計から算定)乳子牛(交雑種:約8.5日齢)平均販売価格 = 73,440円
- 乳子牛(交雑種)の1日当たりの増価額(H21年農業物価統計から算定) (肥育用乳用(交雑種:約8か月齢)の平均販売価格161,300円-産み落とし価格73,440円) ÷(育成期間8か月×30.4日) = 361円

乳子牛

(雄・交雑種の場合)



4 肉用繁殖雌牛·繁殖雌豚

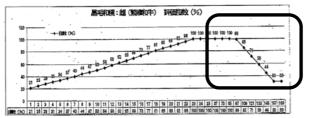
【肉用繁殖雌牛(未経産)】

- (1) 評価額の基本的な算定方法 素畜の導入価格 + 育成経費(1日当たりの生産費×飼養日数)+ 受胎加算金
- (2)素畜の導入価格及び育成経費の算定方法
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が 通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛(品種(黒毛和種等)、用途(繁殖向等)等が 同一の子牛)の平均取引価格(直近1年間のもの)を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額 とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点 数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎しているに場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠 鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。

【肉用繁殖雌牛(経産)】

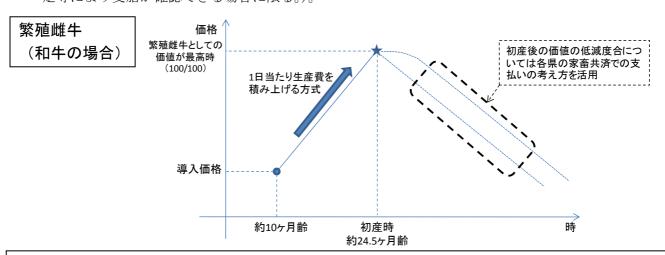
- (1) 評価額の基本的な算定方法 初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金
- (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法
- ① 初産時基準価格は、次により算定する。 素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費 (1日当たりの生産費×飼養日数)
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各

都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価 指数(和牛繁殖雌牛):各都道府県が同 様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費(1日当たりの生産費×出産までの日数)を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。



【例】肉用繁殖雌牛を初産時(約24.5か月齢)で評価

導入価格

1日当たりの生産費×飼養日数

妊娠加算分

{ 382,600円 (繁殖用和牛雌子平均購入価格) + (720円×(24.5か月-9.5か月)×30.4日) } × 1.2

= 853, 104 円

【繁殖雌豚 (未経産)】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費 (1日当たりの生産費×飼養日数) + 受胎加算金

- (2)素畜の導入価格及び育成経費の算定方法
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚(品種、用途(繁殖向等)等が同一の豚)の平均取引価格(直近1年間のもの)とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。

【繁殖雌豚 (経産)】

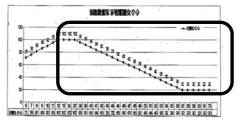
(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金

- (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法
- ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 +平均初産月齢までの育成経費 (1日当たりの生産費×飼養日数) なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚 (未経産) と同様の算定方法とする。

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価 指数 (繁殖雌豚): 各都道府県が同様の ものを独自に保有している。

- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。

【例】繁殖雌豚を初産時(約12か月齢)で評価

導入価格

(1日当たりの生産費×飼養日数) 妊娠加算分

{ 55,280 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格) + 194 円× (12 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日 } × 1.2

= 127,779円

5. 乳用牛

【乳用繁殖雌牛(搾乳牛:未経産)】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費(1日当たりの生産費×飼養日数)+ 受胎加算金

- (2)素畜の導入価格及び育成経費の算定方法
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛(品種(乳用種等)、用途(搾乳繁殖向等)等が同一の子牛)の平均取引価格(直近1年間のもの)とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。

【乳用繁殖雌牛(搾乳牛:経産)】

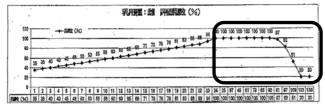
(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

- (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法
- ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費(1日当たりの生産費×飼養日数)

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価 指数(乳用種):各都道府県が同様のも のを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費(1日当たりの生産費×出産までの日数)を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量(直近の305日成績等)を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により 算定する。

(当該牛の年間平均産乳量-当該地域の年間平均産乳量) × 契約乳価 × 収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあっては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時(約26か月齢)で評価

導入価格

1日当たりの生産費×飼養日数

妊娠加算分

 $\{141,000$ 円(ホルスタイン雌子牛 6 か月齢平均購入価格)+(546 円×(26 か月-6 か月)×30.4 日) $\}$ × 1.2

= 562,320 円

【乳子牛(雌)】

(1)評価額の基本的な算定方法

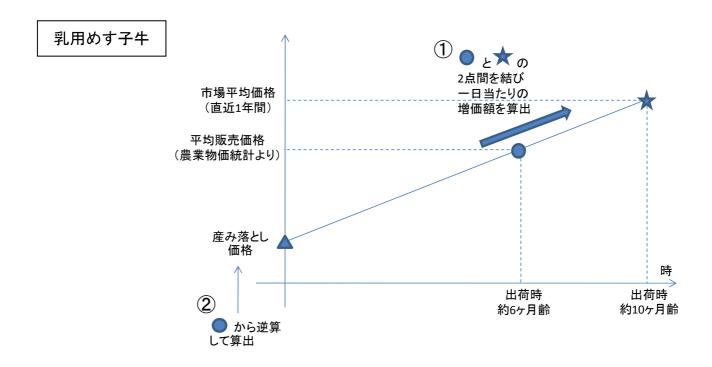
産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額(1日当たりの増価額×育成日数)

- (2) 産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法
 - ① 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格(6か月齢)と 近隣市場における平均取引価格(直近1年間:約10か月齢)から算定する。
 - ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物 価統計のホルスタイン純粋種雌(6か月齢)の平均販売価格(直近1年間のもの)及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌(約10か月齢)を用い逆算する。
 - ③ なお、②で算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産 み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

ホルスタイン種雄の平均販売価格**X** (生後 7~10 日)

ホルスタイン純粋種雌(生後6か月程度)の平均販売価格

肥育用乳用雄(ホルスタイン種:生後6~7か月程度)の平均販売価格



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年度のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。